

平成 22 年 12 月 10 日

特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する業務停止命令について

本県は、本日付で、トイレ工事などの訪問販売業者「TANI 住宅設備こと谷本久夫」（以下「事業者」という。）に対し、特定商取引法に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「法」という。）の違反行為を認定し、法第 8 条第 1 項の規定に基づき 3 か月間、訪問販売にかかる役務提供契約の勧誘、申込みの受付及び契約締結の各業務について停止するよう命じました。

なお、認定した違反行為は、氏名の不明示、契約書面の不備、債務の不当な履行遅延です。

TANI 住宅設備こと谷本久夫に対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名 称：TANI 住宅設備こと谷本久夫（個人事業者）
- (2) 代 表 者：谷本 久夫
- (3) 所 在 地：福島県郡山市堤 2 - 185
- (4) 取 引 形 態：訪問販売
- (5) 役 務：トイレ工事、浄化槽工事等

2 事業者の取引概要

事業者は、消費者宅を訪問してトイレの点検を行い、トイレの修理が必要などと消費者に工事契約を勧誘し、トイレの工事などの訪問販売を行っていた。

3 違反事実の概要

- (1) 氏名不明示 法第 3 条違反
訪問販売を行う際、トイレの工事契約の勧誘に先立って、その相手方に対し、氏名を告げていなかった。
- (2) 契約書面の記載不備 法第 5 条第 1 項第 1 号違反
ア 法人登記されていないのに、契約書面に「有限会社 TANI 住宅設備」と記載していた。
イ 担当者欄に、偽名を記載していた。
ウ 契約書面の内容を十分に読むべき旨が記載されていなかった。

エ 契約書面中の契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項について、特定商取引に関する法律施行規則第6条第1項の表第3号の下欄口からトまでに掲げる内容が、記載されていなかった。

- ・ 不実告知により消費者が誤認し、または威迫により消費者が困惑して、クーリング・オフを行わなかった場合には、8日間を過ぎてもクーリング・オフを行うことができる旨
- ・ クーリング・オフは、消費者が書面を発したときにその効力を生じる旨
- ・ クーリング・オフを行った場合、消費者が損害賠償や違約金の支払を請求されることはない旨
- ・ クーリング・オフを行った場合、消費者が既に役務の提供を受けていたときでも、対価その他の金銭の支払を請求されることはない旨
- ・ クーリング・オフを行った場合、消費者が既に役務提供契約に関連して金銭を支払っているときには、速やかにその全額の返還を受けることができる旨
- ・ クーリング・オフを行った場合、役務の提供に伴い土地、建物、その他の工作物の現状が変更されたときには、消費者が事業者に対し無償で原状回復することを請求できる旨

(3) 債務の不当な履行遅延 法第7条第1号違反

消費者に対して、クーリング・オフによって生ずる既払い代金の返還が遅延し、履行を督促しても返還が遅れるなど、債務の履行を不当に遅延した。

4 業務停止命令の内容

平成22年12月11日から平成23年3月10日までの間、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

5 県内消費生活センターへの相談状況

事業者に関する相談受理状況（P I O - N E Tにより作成）

- (1) 27件（20年度～22年度）
- (2) 契約者平均年齢68.2歳
- (3) 平均契約額約935,000円

6 違反事例

別紙のとおり

7 本件に関する消費者からの相談窓口

福島県消費生活センター 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 0 9 9 9

【参考】

本県が行った特定商取引に関する法律に基づく行政処分は今回が 1 2 件目で、過去の処分実績は次のとおりです。

【処分実績】

年度	業務改善指示	業務停止命令	合計
1 9	1	1	2
2 0	1	3	4
2 1	1	3	4
2 2	0	2	2
計	3	9	1 2

【業務停止命令の期間】

3 か月	6 か月	1 2 か月
1	0	0
0	0	3
1	2	0
2	0	0
4	2	3

事例 1

TANI 住宅設備（以下「事業者」という。）の社員 2 名（うち 1 名が谷本久夫 以下「同社員」という。）は、平成 21 年 8 月に、消費者 A の自宅を訪問した。その際同社員は、自分の氏名を消費者に告げることはしなかった。

同社員は、トイレを点検した後、トイレ工事が必要だと A に告げ、茶の間に行って契約書を書き始めた。A は、トイレ工事は必要ないと思ったが、同社員に契約書に名前を書くよう勧められて、契約書に名前を記載し内金を支払った。

その際交付された契約書には、法人登記されていない事業者名「有限会社 TANI 住宅設備」と記載されており、担当者欄には偽名が記載されていた。

A は、やはりトイレの工事は必要ないと思い、契約の翌日電話で事業者に契約解除を申し出て、内金の返還を求めると、同社員は返金を承諾した。A は同日、クーリング・オフの手紙を郵送し、契約解除を事業者に通知した。

A は、事業者に対して再三に渡り内金を返還するように求めたが、返済の約束の期日を何回も延期され、返金を不当に遅延させられた。

事例 2

事業者の社員 2 名は、平成 21 年 8 月、消費者 B の自宅を訪問した。その際同社員は、自分の氏名を消費者に告げることはしなかった。

同社員は、トイレを点検すると「便器の縁が黒くなっている、漏っているから修理しなければダメだ。」と B に告げ、B は確かにそうかなと思い、トイレ修理工事の契約をすることにして、内金を支払った。

契約した際に交付された契約書には、法人登記されていない事業者名「有限会社 TANI 住宅設備」と記載されており、担当者欄には偽名が記載されていた。

B は、契約を締結してから時間が経つにつれ工事代金が高いと思うようになり、契約してから 4 日後に電話で契約解除を申し出ると、同社員は「後で返しに行くから」と告げ返金を承諾した。

B は、すぐに返しに来ると思っていたが返金がされなかったことから、その 3 日後に電話で同社員に返金を求めるとともに、クーリング・オフの手紙を事業者に郵送し、契約の解除と内金を早急に返還して欲しいとの内容を事業者に通知した。

B は、事業者に対して再三に渡り内金を返還するように求めたが、返金を不当に遅延させられた。